

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十三年一月十二日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 洋服の青山 岡山青江店
所在地 岡山市青江九三六番二 ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 宇治産業株式会社
住所 岡山市西島田町一〇一一五
代表者の氏名 代表取締役社長 下山 英一

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 青山商事株式会社
住所 福山市王子町一丁目三番五号
代表者の氏名 代表取締役社長 宮前 省三

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十三年十月六日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百十六平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 五十台
- (2) 駐輪場の収容台数 四十台
- (3) 荷さばき施設の面積 十五平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 十二立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後九時まで
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午前十時まで

二 届出年月日

平成十二年十二月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十三年一月十二日から平成十三年五月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所